

(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した
産業団地整備事業

事後調査計画書

令和6年3月

神戸市

目 次

1. 事業計画の概要	1-1
1.1. 事業者の氏名及び住所	1-1
1.2. 対象事業の名称	1-1
1.3. 対象事業の種類・位置・規模及び目的	1-1
1.4. 対象事業の内容	1-6
1.5. 環境保全措置	1-11
1.5.1 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連	1-11
1.5.2 工事前・工事中の環境保全措置	1-12
1.5.3 供用後の環境保全措置	1-16
2. 事後調査計画の内容	2-1
2.1. 工事中の事後調査計画	2-1
2.2. 供用後の事後調査計画	2-17
3. 事後調査結果の検討方法	3-1
4. 事後調査実施体制	4-1
4.1. 事後調査の実施者	4-1
4.2. 事後調査の委託先	4-1
5. 事後調査報告書の提出時期	5-1
6. その他	6-1
6.1. 事業実施により環境に著しい影響が認められた場合の対応方針	6-1
6.2. 周辺住民からの苦情等に対する処理体制及び措置方針	6-1
6.3. その他	6-2
7. 調査実施者に関する情報	7-1

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製、又は基盤地図情報を使用したものである。

<測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 5JHs 895>

1. 事業計画の概要

1.1. 事業者の氏名及び住所

事業者の名称：神戸市

事業者の住所：兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

1.2. 対象事業の名称

(仮称) 西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

1.3. 対象事業の種類・位置・規模及び目的

1.3.1. 事業の種類

工業団地及び流通業務団地の造成

1.3.2. 事業実施区域の位置

兵庫県神戸市西区押部谷町木見（図1. 3-1及び図1. 3-2参照）

1.3.3. 事業の規模

全体面積：約100ha



図1. 3-1 事業実施区域の位置（広域）

1.3.4. 事業の目的

(1) これまでの産業団地の整備の経緯

神戸市は、1868年の神戸開港から近代的港湾都市へと歩みだし、良好な社会的・自然的条件に恵まれた国際港湾都市として発展してきた。海と六甲山系に挟まれた東西にのびる既成市街地に人口と産業の大部分が集中していたため、1960年代の高度経済成長期を契機に、臨海部と内陸部で計画的・効率的に住宅・産業団地の供給を進めてきた。

臨海部においては、ポートアイランドや六甲アイランド、ポートアイランド第2期、神戸空港の整備を進め、神戸港の貨物量の増大と、輸送の技術革新に対応した港湾機能のみならず、国際的な情報・文化の交流拠点となる都市空間づくりや産業用地の供給に取り組んできた。

内陸部では、住宅・産業需要に応えるため、住宅団地のほか、神戸流通センターやハイテクパーク、サイエンスパーク、西神インダストリアルパーク、神戸テクノ・ロジスティックパークといった産業団地を整備し、産業基盤の強化と市内経済の活性化をめざして取り組みを進めてきた。

近年、本市の産業団地の分譲は堅調に推移しており、物流施設用地は完売し、製造工場用地も残り少なくなっており、神戸テクノ・ロジスティックパーク及びサイエンスパークの合計約4.2ha(令和4年12月末現在)で誘致を進めている(テクノ・ロジスティックパーク:3.4ha、サイエンスパーク:0.8ha)。



図1.3-3 神戸市における産業団地の整備状況

(2) 産業用地の需要動向

近年、電子商取引（EC）市場が急拡大しているほか、ネットを利用した個人間売買の増加に伴う宅配便取扱個数の急増やコンビニエンスストアの出店拡大などにより、物流施設の供給件数は増加傾向にある。また、保管型の倉庫のみならず集配送や流通加工を含めた施設の複合化・高度化が進んでいるほか、大型の物流施設が増加している。

神戸市においても、産業用地の需要は、コロナ禍においても投資を希望する物流事業者や、工場等の建替え時期を迎えた製造事業者からの引き合いが続いており、将来的な用地需要が見込まれる状況にある。

さらに、生産年齢人口の減少による労働力不足への対応など、地域経済の持続可能な成長に資する物流・製造基盤を整備するため、AI、IoTの活用による効率化や、無人搬送車（AGV）や自動倉庫等の導入のほか、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、クリーンエネルギーを活用した産業用地の供給が急務となっている。

(3) 西神戸ゴルフ場の立地特性

① 基本計画等における位置付け

神戸市第5次基本計画及び都市計画マスタープランにおいて、産業集積を促進する「内陸新産業エリア」内に位置している。

② 周辺産業団地との連携による相乗効果

事業実施区域は、市街地中心部から西北西に約12km、西神ニュータウンより東へ約4kmに位置し、神戸電鉄粟生線木津駅に隣接する神戸テクノ・ロジスティックパークに隣接しており、周辺産業団地との連携による用地活用の相乗効果が期待できる。

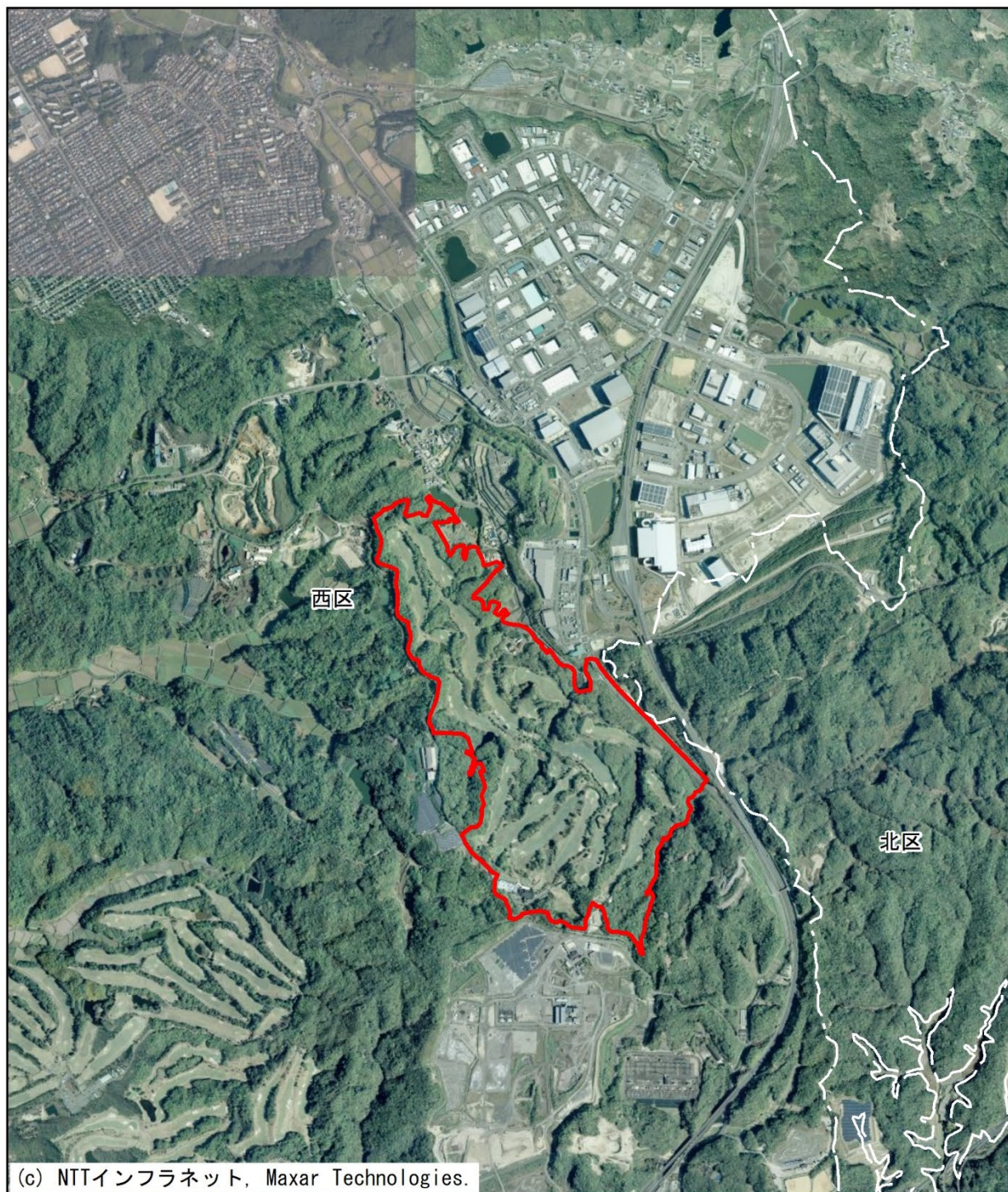
③ 交通利便性

神戸西インターチェンジに近接し、神戸淡路鳴門自動車道や山陽自動車道等の広域幹線ネットワークを経て、全国に広がる広域幹線網に直結した立地特性を有している。

④ 既存インフラの転活用による環境負荷の低減及び迅速な産業用地の供給

敷地の大半が市有地であり、一定規模のまとまった用地（約100ha）が確保できる。また、ゴルフ場として一定開発が既に行われていることから、新たに山林を広く切り開くといった造成開発を行う必要はなく、環境負荷の低減が図られるとともに、工期短縮により迅速な用地供給が可能である。

以上のことから、西神戸ゴルフ場を新たな産業用地として転活用するものである。



事業実施区域



図1.3-4 事業実施区域及びその周囲の現況

1.4. 対象事業の内容

1.4.1. 土地利用計画

本事業の土地利用計画の概要は、表1.4-1及び図1.4-1に示すとおりである。

事業実施区域（103.6ha）のうち、工業団地用地（23.6ha）、流通業務団地用地（23.4ha）、計画道路（7.4ha）、法面・緑地（17.0ha）を造成するほか、防災施設として、洪水調整池（3.3ha）を設置する計画である。

なお、事業実施区域周縁部に存在する残地森林（26.6ha）、既設道路（1.8ha）及びため池（0.5ha）は残し、造成によって新たに出現する法面や造成地は、積極的に緑化を行う予定としている。

表1.4-1 土地利用計画の概要

利用区分	面積	比率
工業団地用地	23.6ha	22.8%
流通業務団地用地	23.4ha	22.6%
計画道路	7.4ha	7.1%
法面・緑地	17.0ha	16.4%
洪水調整池	3.3ha	3.2%
残地森林	26.6ha	25.7%
既設道路	1.8ha	1.7%
ため池	0.5ha	0.5%
合計	103.6ha	100.0%

1.4.2. 供用時の交通計画

施設関係車両の走行ルートは、図1.4-2に示すとおりである。

施設関係車両の走行ルートは、神戸三木線（バイパス）及び小部明石線を通行し、事業実施区域に入る計画である。

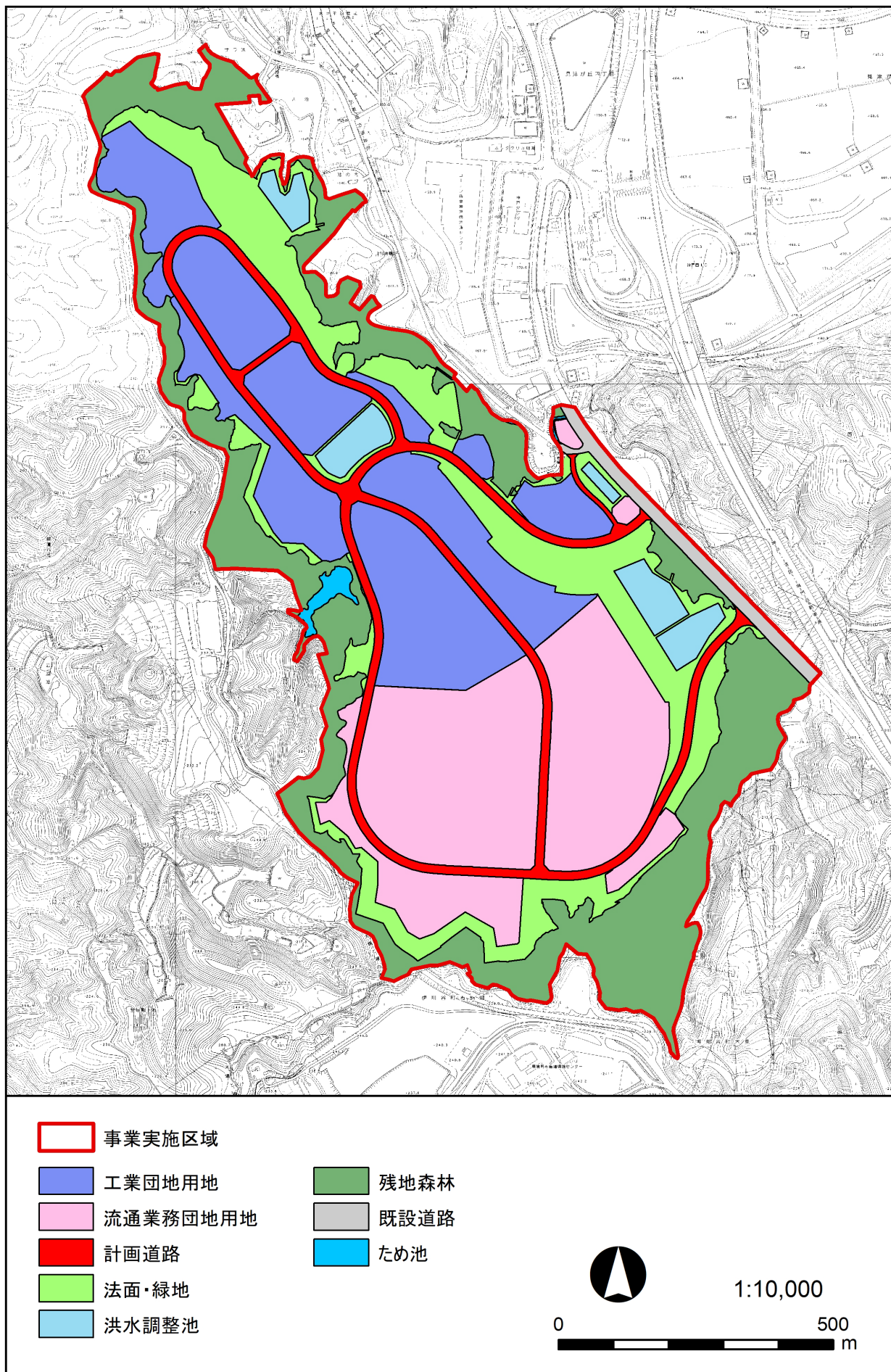
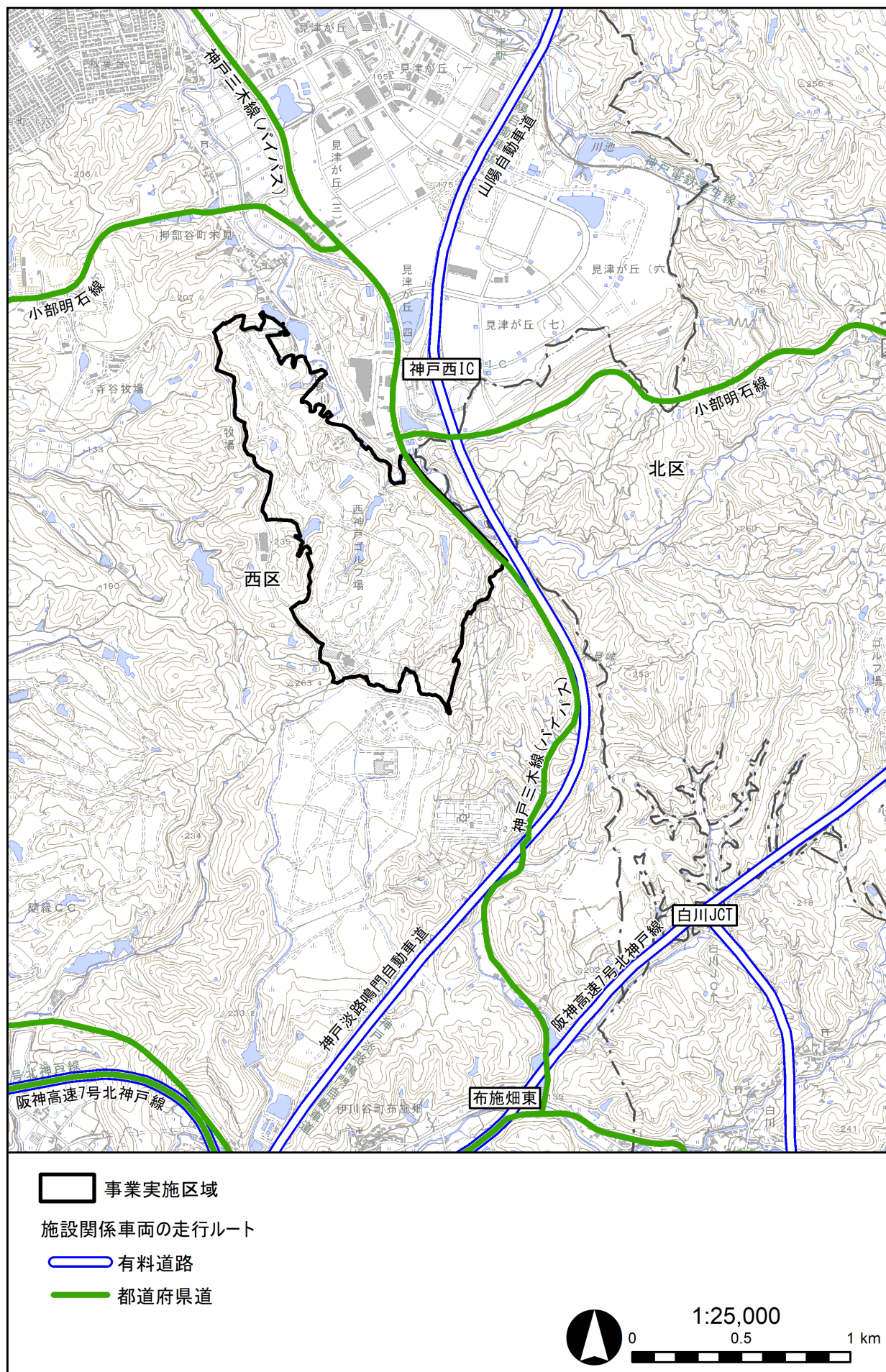


図1.4-1 土地利用計画平面図



1.4.3. 工事計画

(1) 工事計画の概要

工事の初期段階では、伐開・除根等の準備工事やゴルフ場施設の撤去工事を行い、その後、切土・盛土工等の土工事、仮設沈砂池や洪水調整池設置等の防災工事・調整池工事、法面整形や緑化等の法面工事、法面排水工事を行う計画である。

その後、一定区画ごとに雨水排水管や汚水排水管を敷設する下水道工事や宅地内の排水工事、団地内道路の設置や団地外道路に接続する道路工事・擁壁工事を行い、宅地造成を完了する計画である。宅地造成が完了した区画から分譲し、進出する事業者による建築工事が行われる計画である。

(2) 工事工程

工事工程の概要は、表1.4-2に示すとおりである。

工事は令和6年度から開始し、令和14年度に完了する計画である。

令和6年度から令和9年度までは、準備工事や構造物撤去工事、土工事、防災工事・調整池工事、法面工事等を行う。また、令和8年度からは道路工事・擁壁工事や下水道工事等を併行し、令和11年度までに宅地造成を完了する計画である。

また、宅地造成が完了した区画では、令和9年度以降に、進出する事業者が行う建築工事の開始を見込んでいる。

なお、工事は原則として、月曜日～金曜日の8時～18時の時間帯に実施する計画である。

表1.4-2 工事工程

工事内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
準備工										
構造物撤去工										
土工										
防災工・調整池工										
法面工										
法面排水工										
道路工・擁壁工										
下水道工										
宅地内排水工										
関連施設工										
建築工										

注) 関連施設工は農業用水施設工、消火施設工等を示す。

(3) 工事関係車両の運行計画

工事関係車両の走行ルートは、図1.4-3に示すとおりである。

工事関係車両の走行ルートは、神戸三木線（バイパス）及び小部明石線を通行し、神戸三木線（旧道）から事業実施区域に入るルートを計画している。

1.5. 環境保全措置

1.5.1. 環境に影響を及ぼす行為等と環境要素との関連

環境影響評価書においては、大気質、騒音、振動、水質、地形・地質、植物、動物、生態系、人と自然との触れ合い活動の場、景観、文化環境、廃棄物等、地球温暖化及びその他（地域交通）の14項目を選定し、調査及び予測・評価を行った。環境に影響を及ぼす行為等とこれらの環境要素の関連表は、表1.5-1表1.5-1 行為等と環境要素との関連表に示すとおりである。

表1.5-1 行為等と環境要素との関連表

環境要素の区分 \ 行為等の区分		工事			存在・供用		
		樹木の伐採	土工事・建設工事等	工事関係車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関係車両等の走行
大気質	二酸化窒素（NO ₂ ）、浮遊粒子状物質（SPM）		○	○		○	○
	粉じん		○				
騒音・低周波音	建設作業騒音		○				
	施設騒音					○	
	道路交通騒音			○			○
	施設低周波音						
振動	建設作業振動		○				
	施設振動					○	
	道路交通振動			○			○
悪臭	特定悪臭物質、臭気濃度						
水質	浮遊物質量（SS）		○				
底質							
地下水質							
土壌							
地形・地質	土地の安定性の変化の程度		○				
地盤							
日照							
風害							
植物	植生・植物相	○	○		○		
動物	動物相	○	○		○		
生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性	○	○		○		
人と自然との触れ合い活動の場			○		○		
景観	景観構成要素、可視特性				○		
文化環境	指定文化財、埋蔵文化財等		○				
廃棄物等	建設廃棄物、産業廃棄物	○	○				
地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）	○	○			○	
オゾン層破壊	特定フロン等						
その他	地域交通			○			○

注）○：環境影響評価項目として選定した項目

1.5.2. 工事前・工事中の環境保全措置

(1) 大気質に係る環境保全措置

- ・ 排出ガス対策型建設機械の採用
- ・ 建設機械の整備・点検
- ・ 建設機械の取り扱いの教育・指導
- ・ 工事関係車両の集中回避
- ・ 工事関係車両の整備・点検
- ・ 工事関係車両の運転の教育・指導
- ・ 散水の実施
- ・ 造成箇所の早期転圧

(2) 騒音に係る環境保全措置

- ・ 低騒音型建設機械の採用
- ・ 建設機械の整備・点検
- ・ 建設機械の取り扱いの教育・指導
- ・ 工事関係車両の集中回避
- ・ 工事関係車両の整備・点検
- ・ 工事関係車両の運転の教育・指導

(3) 振動に係る環境保全措置

- ・ 低振動型建設機械の採用
- ・ 建設機械の整備・点検
- ・ 建設機械の取り扱いの教育・指導
- ・ 工事関係車両の集中回避
- ・ 工事関係車両の整備・点検
- ・ 工事関係車両の運転の教育・指導

(4) 水質に係る環境保全措置

- ・ 仮設沈砂池等の設置
- ・ 造成箇所の早期転圧

(5) 地形・地質に係る環境保全措置

- ・ 地形及び地質の詳細調査に基づく工事計画の策定
- ・ 地すべり対策工等の採用
- ・ 適切な盛土の施工計画

(6) 植物に係る環境保全措置

- ・生育地の改变の回避（保全対象：ハコネシダ、クルマシダ）
- ・施工時の配慮（保全対象：植物相全般）
- ・緑化（保全対象：植物相全般）
- ・移植及び播種（保全対象：アマナ、エビネ、ギンラン、ヒメイタビ、テイショウソウ、ノニガナ）（詳細は表1.5-2参照）

表1.5-2(1) 保全対象の移植及び播種の計画

対象種	アマナ	エビネ	ギンラン
時期	【移植】生育箇所改变前までの適期	【移植】生育箇所改变前までの適期	【移植】生育箇所改变前までの適期
場所	事業実施区域内の非改变区域及び事業実施区域周辺の対象種の生育環境と類似する環境		
方法	【移植】改变区域内の生育個体をスコップ等で周囲の土壌ごと掘り取り、ポット等に移した上で移植先に運搬し、植え付ける。		

表1.5-2(2) 保全対象の移植及び播種の計画

対象種	ヒメイタビ	テイショウソウ	ノニガナ
時期	【挿し木栽培】生育箇所改变までの適期 【移植】生育箇所改变前までの適期	【移植】生育箇所改变前までの適期	【種子採取】生育箇所改变前までの適期 【播種】生育箇所改变前までの適期
場所	事業実施区域内の非改变区域及び事業実施区域周辺の対象種の生育環境と類似する環境		
方法	【挿し木栽培】改变区域内の生育個体から挿し木用の枝を採取し、ポット等で移植時まで栽培する。 【移植】栽培した苗及び改变区域内の生育個体をスコップ等で周囲の土壌ごと根株を掘り取り、ポット等に移した上で移植先に運搬し、植え付ける。	【移植】改变区域内の生育個体をスコップ等で周囲の土壌ごと掘り取り、ポット等に移した上で移植先に運搬し、植え付ける。	【種子採取】改变区域内の生育個体から種子を採取し、クリーニング・乾燥後、真空パックで冷蔵保存する。 【播種】種子と播種用土を混合したものを播種先に播き出す。

(7) 動物に係る環境保全措置

- ・生息地の改変の回避（保全対象：ミゾゴイ）
- ・施工時の配慮（保全対象：動物相全般）
- ・緑化（保全対象：動物相全般）
- ・濁水の流出防止（保全対象：鳥類、両生類、魚類、水生昆虫類、底生動物）
- ・生息・繁殖環境の整備及び移設（保全対象：両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル））（詳細は表1.5-3参照）

表1.5-3(1) 保全対象の生息・繁殖環境の整備及び移設の計画

対象種	セトウチサンショウウオ	ニホンヒキガエル
時期	【整備】既存繁殖地改変前	
	【移設】生息・繁殖環境整備後かつ既存繁殖地改変前までの繁殖期	【移設】生息・繁殖環境整備後かつ既存繁殖地改変前までの繁殖期
場所	事業実施区域内の非改変区域	
方法	【整備】水源が確保可能な事業実施区域内の非改変区域において、既存繁殖地改変前に湿地を整備する。 【移設】改変区域の生息地において、対象種の繁殖期に卵塊を採集し、整備した生息・繁殖環境に移設する。移設作業時に幼生、幼体または成体が確認された場合は、タモ網等を用いて採捕し、併せて整備した生息・繁殖環境に移設する。	

表1.5-3(2) 保全対象の生息・繁殖環境の整備及び移設の計画

対象種	アカガエル属	モリアオガエル
時期	【整備】既存繁殖地改変前	
	【移設】生息・繁殖環境整備後かつ既存繁殖地改変前までの繁殖期	【移設】生息・繁殖環境整備後かつ既存繁殖地改変前までの繁殖期
場所	事業実施区域内の非改変区域	
方法	【整備】水源が確保可能な事業実施区域内の非改変区域において、既存繁殖地改変前に湿地を整備する。 【移設】改変区域の生息地において、対象種の繁殖期に卵塊を採集し、整備した生息・繁殖環境に移設する。移設作業時に幼生、幼体または成体が確認された場合は、タモ網等を用いて採捕し、併せて整備した生息・繁殖環境に移設する。	

(8) 生態系に係る環境保全措置

- ・生息地の改変の回避（保全対象：ミゾゴイ）
- ・施工時の配慮（保全対象：植物相全般、動物相全般）
- ・緑化（保全対象：植物相全般、動物相全般）
- ・改変面積の縮小（保全対象：植物相全般、動物相全般）
- ・濁水の流出防止（保全対象：鳥類、両生類、魚類、水生昆虫類、底生動物）
- ・生息・繁殖環境の整備及び移設（保全対象：セトウチサンショウウオ）（詳細は表1.5-3参照）

(9) 人と自然との触れ合い活動の場に係る環境保全措置

- ・ 施工時の配慮
- ・ 緑化

(10) 景観に係る環境保全措置

- ・ 緑化

(11) 文化環境に係る環境保全措置

- ・ 施工時の配慮

(12) 廃棄物等に係る環境保全措置

- ・ 伐採樹木の再資源化の促進
- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 残土の再利用
- ・ 廃棄物の分別による再資源化等の促進

(13) 地球温暖化に係る環境保全措置

- ・ 緑化の推進
- ・ 低燃費型建設機械等の採用
- ・ 建設機械の取り扱いの教育・指導
- ・ 建設機械の整備・点検

(14) その他（地域交通）に係る環境保全措置

- ・ 工事関係車両の集中回避
- ・ 走行時間帯の管理
- ・ 通勤車両の抑制
- ・ 一部走行ルートの特約
- ・ 工事関係車両の走行ルート及び走行時間の厳守
- ・ 工事関係車両の運転の教育・指導
- ・ 交通誘導員による工事関係車両等の誘導
- ・ 工事計画の周知徹底

1.5.3. 供用後の環境保全措置

(1) 大気質に係る環境保全措置

- ・進出事業者への法令等遵守の要請
- ・進出事業者への低公害施設及び高効率施設の設置要請
- ・進出事業者への運行管理の要請
- ・進出事業者への通勤車両低減の要請
- ・進出事業者への施設関係車両の整備・点検の要請
- ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請

(2) 騒音に係る環境保全措置

- ・進出事業者への法令等遵守の要請
- ・進出事業者への低騒音型設備機器や防音施設の設置要請
- ・進出事業者への運行管理の要請
- ・進出事業者への通勤車両低減の要請
- ・進出事業者への施設関係車両の整備・点検の要請
- ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請

(3) 振動に係る環境保全措置

- ・進出事業者への法令等遵守の要請
- ・進出事業者への低振動型設備機器や防振施設の設置要請
- ・進出事業者への運行管理の要請
- ・進出事業者への通勤車両低減の要請
- ・進出事業者への施設関係車両の整備・点検の要請
- ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請

(4) 植物に係る環境保全措置

- ・緑化（保全対象：植物相全般）

(5) 動物に係る環境保全措置

- ・緑化（保全対象：動物相全般）

(6) 生態系に係る環境保全措置

- ・緑化（保全対象：植物相全般、動物相全般）

(7) 人と自然との触れ合い活動の場に係る環境保全措置

- ・緑化
- ・進出事業者への施設配置の要請
- ・進出事業者へのデザイン等の要請

(8) 景観に係る環境保全措置

- ・緑化
- ・進出事業者への施設配置の要請
- ・進出事業者へのデザイン等の要請

(9) 地球温暖化に係る環境保全措置

- ・エネルギー消費量の低減
- ・特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出
- ・緑化の推進

(10) その他（地域交通）に係る環境保全措置

- ・進出事業者への運行管理の要請
- ・進出事業者への通勤車両低減の要請
- ・一般道での待機、路上駐車防止
- ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請
- ・進出事業者への走行ルートの厳守の要請

2. 事後調査計画の内容

2.1. 工事中の事後調査計画

工事前・工事中の事後調査計画の概要は表2.1-1に、調査を行わない環境要素とその理由は表2.1-2に示すとおりである。

表2.1-1 工事前・工事中の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査	施設調査
大気質	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・現地調査地点（1地点） ・建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
	建設機械の稼働に伴う粉じん（降下ばいじん） ・予測地点（1地点） ・建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音 ・予測地点（1地点） ・建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
	工事関係車両の走行に伴う騒音 ・予測地点（3地点） ・工事関係車両の走行に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
振動	建設機械の稼働に伴う振動 ・予測地点（1地点） ・建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
水質	土工事に伴う濁水（浮遊物質（SS）） ・予測地点（河川及びため池各1地点） ・濁水の発生が最大となる時期（土工事の最盛期）に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
植物	移植及び播種対象種の生育状況 ・事業実施区域及びその周辺の移植及び播種箇所 ・移植及び播種後の各種の調査適期（花期・結実期）	工事前の移植及び播種の実施状況 工事中の環境保全措置の実施状況
動物	事業実施区域周辺で繁殖の可能性がある猛禽類の繁殖状況 ・事業実施区域周辺で確認された古巣 ・工事前及び工事中の繁殖期	工事中の環境保全措置の実施状況
	生息・繁殖環境を整備した両生類の生息状況 ・生息・繁殖環境を整備した箇所 ・移設後の各種の調査適期（繁殖期）	工事中の環境保全措置の実施状況
生態系	事業実施区域周辺で繁殖の可能性がある猛禽類の繁殖状況 ・事業実施区域周辺で確認された古巣 ・工事前及び工事中の繁殖期	工事中の環境保全措置の実施状況
	生息・繁殖環境を整備した両生類の生息状況 ・生息・繁殖環境を整備した箇所 ・移設後の各種の調査適期（繁殖期）	工事中の環境保全措置の実施状況
廃棄物等	—	工事中の環境保全措置の実施状況
地球温暖化	—	工事中の環境保全措置の実施状況
その他（地域交通）	工事関係車両の走行に伴う地域交通 ・予測地点（8地点） ・工事関係車両の走行に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況
	工事関係車両の走行に伴う歩行者等の安全 ・予測地点（主要な走行ルート沿道） ・工事関係車両の走行に伴う影響が最大となる時期に1回	工事中の環境保全措置の実施状況

表2.1-2 工事前・工事中の調査を行わない環境要素とその理由

環境要素		行為	事後調査項目として選定又は非選定の理由
大気質	二酸化窒素 (NO ₂) 浮遊粒子状物質 (SPM)	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行により、事業実施区域周辺への二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
振動	道路交通振動	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行により、事業実施区域周辺への振動の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
地形・地質	土地の安定性の 変化の程度	土工事・建設 工事等	造成工事に伴う土地の改変により、事業実施区域周辺の土地の安定性への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
人と自然との触れ合い活動 の場		土工事・建設 工事等	土工事・建設工事等により、事業実施区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
文化環境	指定文化財、埋 蔵文化財等	土工事・建設 工事等	土工事・建設工事等により、事業実施区域周辺の文化環境への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。

2.1.1. 大気質

(1) 環境調査

表2.1-3 工事中の環境調査（大気質）

項目	内容	
調査項目	建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う粉じん（降下ばいじん）
調査時期	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	
調査場所	現地調査地点（事業実施区域近傍） ^{注）} ：1地点（図2.1-1参照）	予測地点（事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点）：1地点（図2.1-1参照）
調査方法	・二酸化窒素 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められた方法 ・浮遊粒子状物質 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に定められた方法	「衛生試験法・注解」（日本薬学会編、2015年）に定められた方法

注）予測地点には、測定機が設置可能な土地がないことから、現地調査地点での調査を計画しているが、予測地点において現地調査が可能な場合には、予測地点にて調査を実施する。

(2) 施設調査

表2.1-4 工事中の施設調査（大気質）

項目	内容	
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・排出ガス対策型建設機械の採用 ・建設機械の整備・点検 ・建設機械の取り扱いの教育・指導	
	・散水の実施 ・造成箇所の早期転圧	
調査時期	工事中の各年度	
調査場所	環境保全措置の実施範囲	
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。	

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん（降下ばいじん）の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、評価書において環境保全目標値として設定した「大気の汚染に係る環境基準」及び「二酸化窒素に係る環境基準」との整合性を確認する。

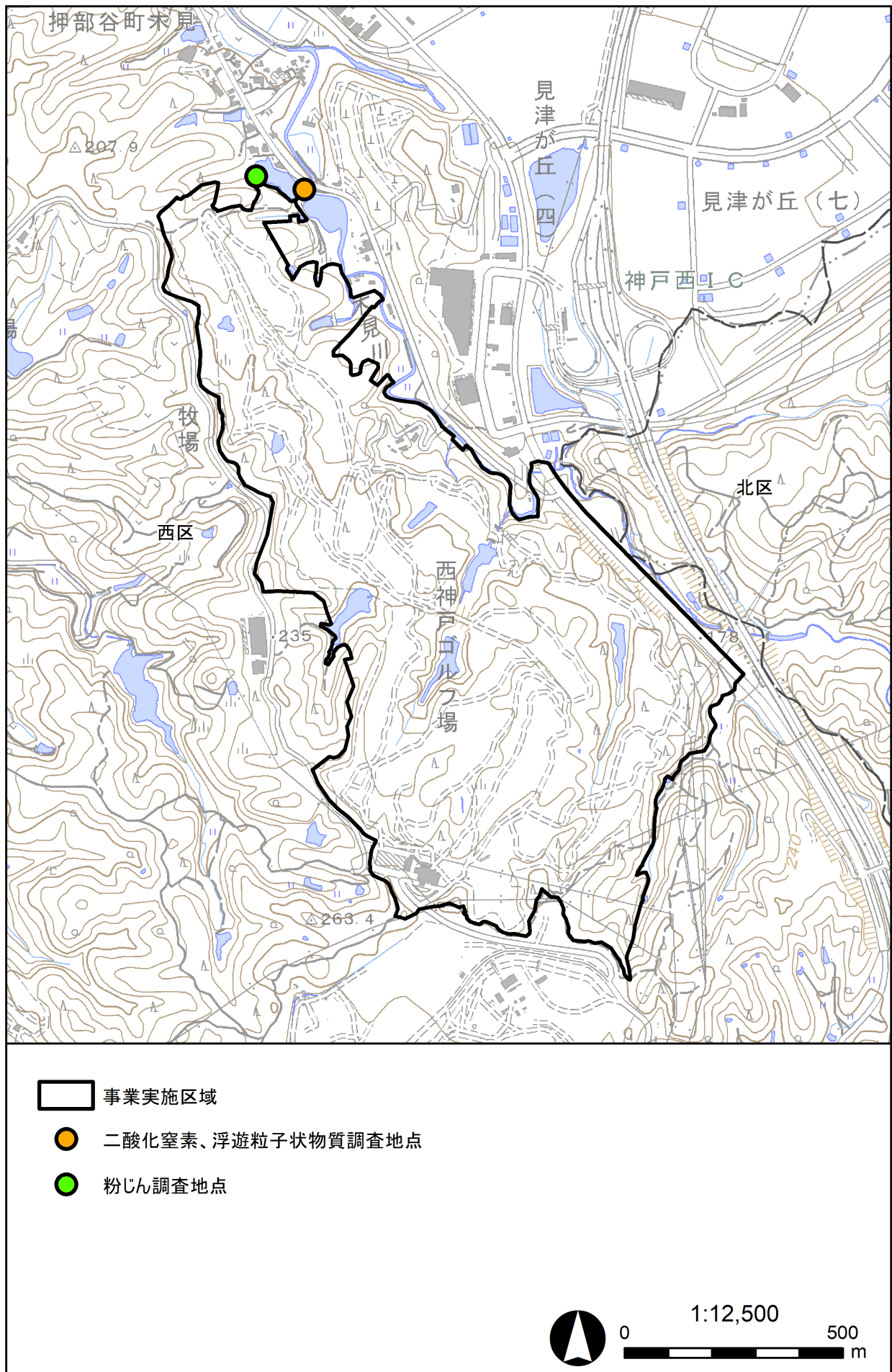


図2.1-1 大気質調査地点

2.1.2. 騒音

(1) 環境調査

表2.1-5 工事中の環境調査（騒音）

項目	内容	
調査項目	建設機械の稼働に伴う騒音	工事関係車両の走行に伴う騒音
調査時期	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回	工事関係車両の走行に伴う影響が最大となる時期に1回
調査場所	予測地点（事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点）：1地点（図2.1-2参照）	予測地点（走行ルートの道路端かつ近傍に住居が存在している地点）：3地点（図2.1-2参照） ・神戸三木線（バイパス） ・木見交差点付近 ・布施畑南交差点付近
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編）」（環境省、平成27年）に定められた方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）」（環境省、平成27年）に定められた方法

(2) 施設調査

表2.1-6 工事中の施設調査（騒音）

項目	内容	
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・低騒音型建設機械の採用 ・建設機械の整備・点検 ・建設機械の取り扱いの教育・指導	
調査時期	工事中の各年度	
調査場所	環境保全措置の実施範囲	
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。	

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴う騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、評価書において環境保全目標値として設定した「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」との整合性を確認する。

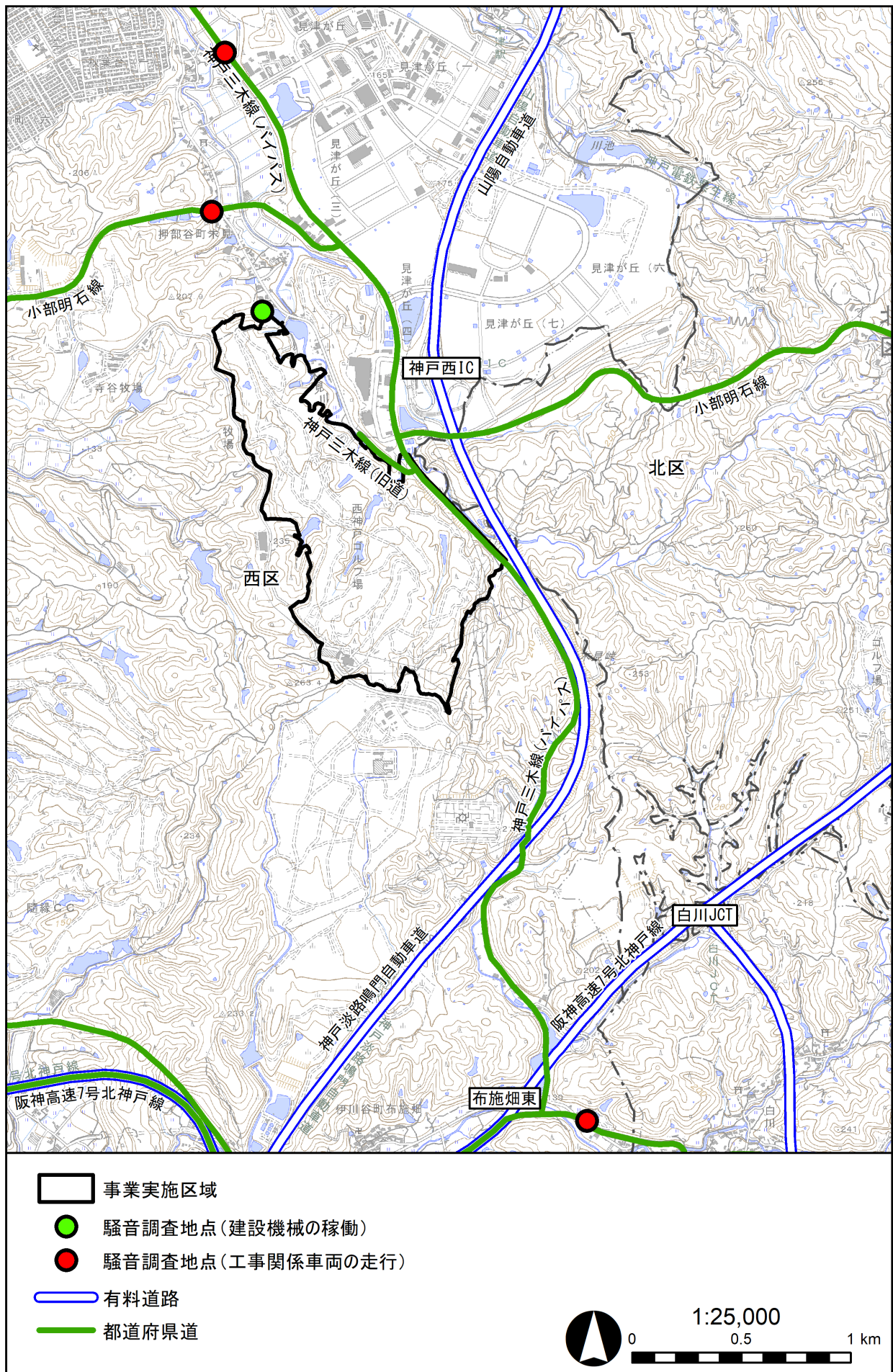


図2. 1-2 騒音調査地点

2.1.3. 振動

(1) 環境調査

表2.1-7 工事中の環境調査（振動）

項目	内容
調査項目	建設機械の稼働に伴う振動
調査時期	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時期に1回
調査場所	予測地点（事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点）：1地点（図2.1-3参照）
調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定められた方法

(2) 施設調査

表2.1-8 工事中の施設調査（振動）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・低振動型建設機械の採用 ・建設機械の整備・点検 ・建設機械の取り扱いの教育・指導
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、建設機械の稼働に伴う振動の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、評価書において環境保全目標値として設定した「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」との整合性を確認する。

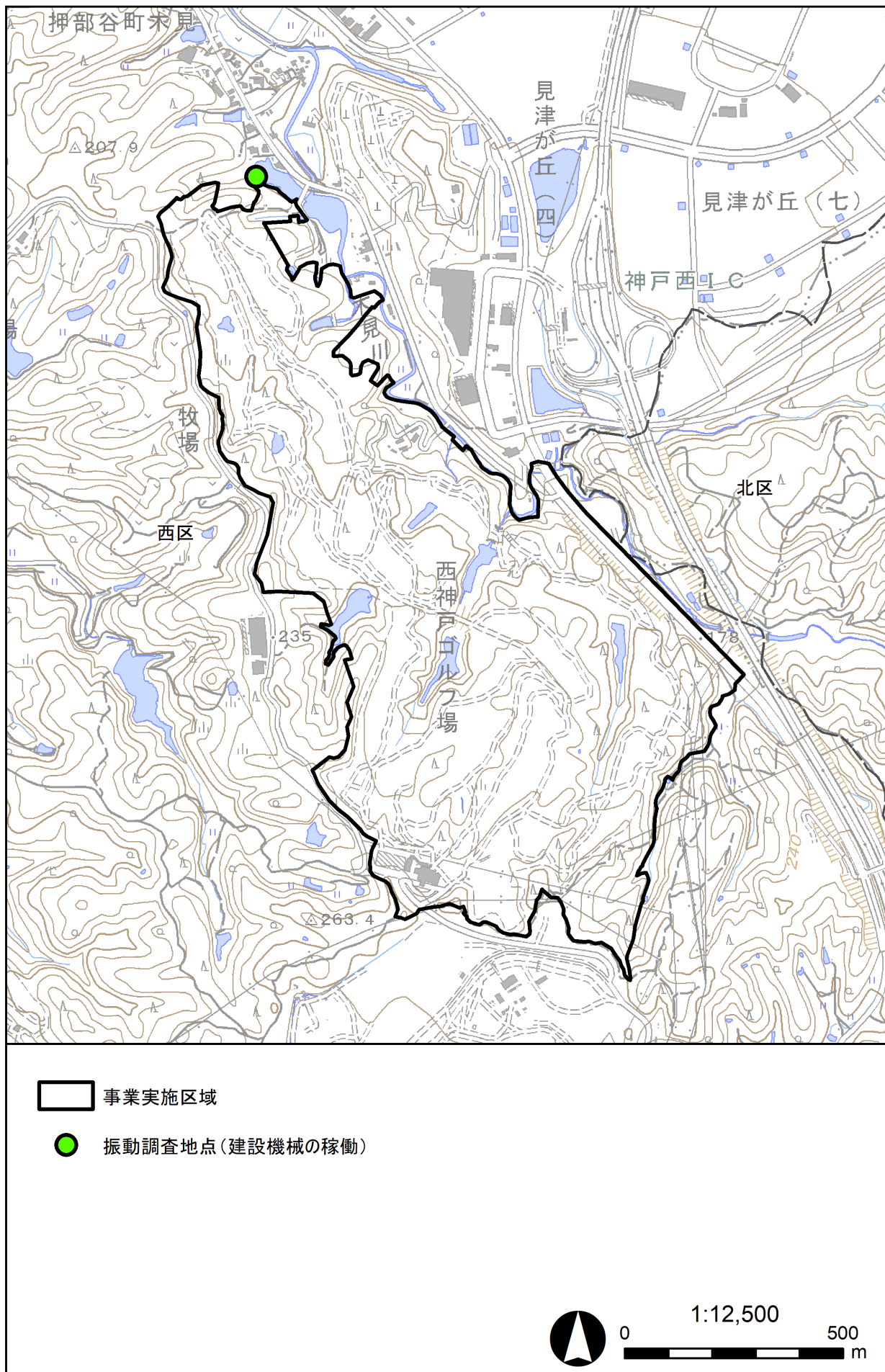


図2.1-3 振動調査地点

2.1.4. 水質

(1) 環境調査

表2.1-9 工事中の環境調査（水質）

項目	内容
調査項目	土工事に伴う濁水（浮遊物質量（SS））
調査時期	濁水の発生が最大となる時期（土工事的最盛期）に1回
調査場所	予測地点（事業実施区域周辺の河川及びため池）：各1地点（図2.1-4参照） ・木見川（川池流入前） ・川池
調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）等に定められた方法

(2) 施設調査

表2.1-10 工事中の施設調査（水質）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・仮設沈砂池等の設置 ・造成箇所の早期転圧
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、土工事・建設工事等に伴う水質の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、評価書において環境保全目標値として設定した「降雨時における現地調査結果（SS濃度）の最大値」との整合性を確認する。

2.1.5. 植物

(1) 環境調査

表2.1-11 工事中の環境調査（植物）

項目	内容
調査項目	移植及び播種対象種の生育状況 移植対象種：アマナ、エビネ、ギンラン、ヒメイタビ、テイショウソウ 播種対象種：ノニガナ
調査時期	移植及び播種後の各種の調査適期（花期及び結実期）
調査場所	事業実施区域及びその周辺の移植及び播種箇所
調査方法	・移植対象株の個体数、開花状況、食害状況、周辺環境の概況を把握する。 ・必要に応じて、周辺の刈払い、株分け、施肥等の維持管理作業を行う。

(2) 施設調査

表2.1-12 工事中の施設調査（植物）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・生育地の改変の回避（保全対象：ハコネシダ、クルマシダ） ・施工時の配慮（保全対象：植物相全般） ・緑化（保全対象：植物相全般） ・移植及び播種（保全対象：アマナ、エビネ、ギンラン、ヒメイタビ、テイショウソウ、ノニガナ）
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、工事に伴う植物の重要種への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.1.6. 動物

(1) 環境調査

表2.1-13 工事中の環境調査（動物）

項目	内容	
調査項目	事業実施区域周辺で繁殖の可能性がある猛禽類（オオタカ）の繁殖状況	生息・繁殖環境を整備した両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル）の生息状況
調査時期	工事前及び工事中の繁殖期	移設後の各種の調査適期（繁殖期）
調査場所	事業実施区域周辺で確認された古巣及びその周辺：2地点	生息・繁殖環境を整備した箇所
調査方法	任意観察及び林内踏査により猛禽類の繁殖状況を確認する。	踏査により個体及び卵塊を目視確認し、生息・繁殖状況を確認する。

(2) 施設調査

表2.1-14 工事中の施設調査（動物）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・生息地の改変の回避（保全対象：ミゾゴイ） ・施工時の配慮（保全対象：動物相全般） ・緑化（保全対象：動物相全般） ・濁水の流出防止（保全対象：鳥類、両生類、魚類、水生昆虫類、底生動物） ・生息・繁殖環境の整備及び移設（保全対象：両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル））
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、工事に伴う動物の重要種への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.1.7. 生態系

(1) 環境調査

表2.1-15 工事中の環境調査（生態系）

項目	内容	
調査項目	事業実施区域周辺で繁殖の可能性がある猛禽類（オオタカ）の繁殖状況	生息・繁殖環境を整備した両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル）の生息状況
調査時期	工事前及び工事中の繁殖期	移設後の各種の調査適期（繁殖期）
調査場所	事業実施区域周辺で確認された古巣及びその周辺：2地点	生息・繁殖環境を整備した箇所
調査方法	任意観察及び林内踏査により猛禽類の繁殖状況を確認する。	踏査により個体及び卵塊を目視確認し、生息・繁殖状況を確認する。

(2) 施設調査

表2.1-16 工事中の施設調査（生態系）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・生息地の改変の回避（保全対象：ミゾゴイ） ・施工時の配慮（保全対象：植物相全般、動物相全般） ・緑化（保全対象：植物相全般、動物相全般） ・改変面積の縮小（保全対象：植物相全般、動物相全般） ・濁水の流出防止（保全対象：鳥類、両生類、魚類、水生昆虫類、底生動物） ・生息・繁殖環境の整備及び移設（保全対象：セトウチサンショウウオ）
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、工事に伴う生態系への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.1.8. 廃棄物等

(1) 施設調査

表2.1-17 工事中の施設調査（廃棄物等）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・伐採樹木の再資源化の促進 ・廃棄物の適正処理 ・残土の再利用 ・廃棄物の分別による再資源化等の促進
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(2) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、工事に伴う廃棄物等の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.1.9. 地球温暖化

(1) 施設調査

表2.1-18 工事中の施設調査（地球温暖化）

項目	内容
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・緑化の推進 ・低燃費型建設機械等の採用 ・建設機械の取り扱いの教育・指導 ・建設機械の整備・点検
調査時期	工事中の各年度
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(2) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、工事に伴う地球温暖化の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.1.10. その他（地域交通）

（1）環境調査

表2.1-19 工事中の環境調査（地域交通）

項目	内容	
調査項目	工事関係車両の走行に伴う地域交通	工事関係車両の走行に伴う歩行者等の安全
調査時期	工事関係車両の走行に伴う影響が最大となる時期に1回	
調査場所	予測地点（工事関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点）：8地点（図2.1-5参照） ・1 木幡駅南 ・2 木見西 ・3 木見 ・4 木見東 ・5 神戸西IC北 ・6 神戸西IC前 ・7 神戸西IC南 ・8 布施畑南	予測地点（工事関係車両の走行ルートの沿道）（図2.1-5参照）
調査方法	現地調査により、主要交差点の道路状況、自動車交通量、歩行者・自転車交通量及び交通混雑の状況（滞留長及び渋滞長）を把握する。	現地調査により、工事関係車両の走行ルート沿道における安全対策の状況を目視確認する。

（2）施設調査

表2.1-20 工事中の施設調査（地域交通）

項目	内容	
調査項目	工事中の以下の環境保全措置の実施状況 ・工事関係車両の集中回避 ・工事関係車両の走行ルート及び走行時間の厳守 ・走行時間帯の管理 ・工事関係車両の運転の教育・指導 ・通勤車両の抑制 ・交通誘導員による工事関係車両等の誘導 ・一部走行ルートの限定 ・工事計画の周知徹底	
調査時期	工事中の各年度	
調査場所	環境保全措置の実施範囲	
調査方法	工事関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。	

（3）調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、工事関係車両の走行に伴う地域交通及び歩行者等の安全への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

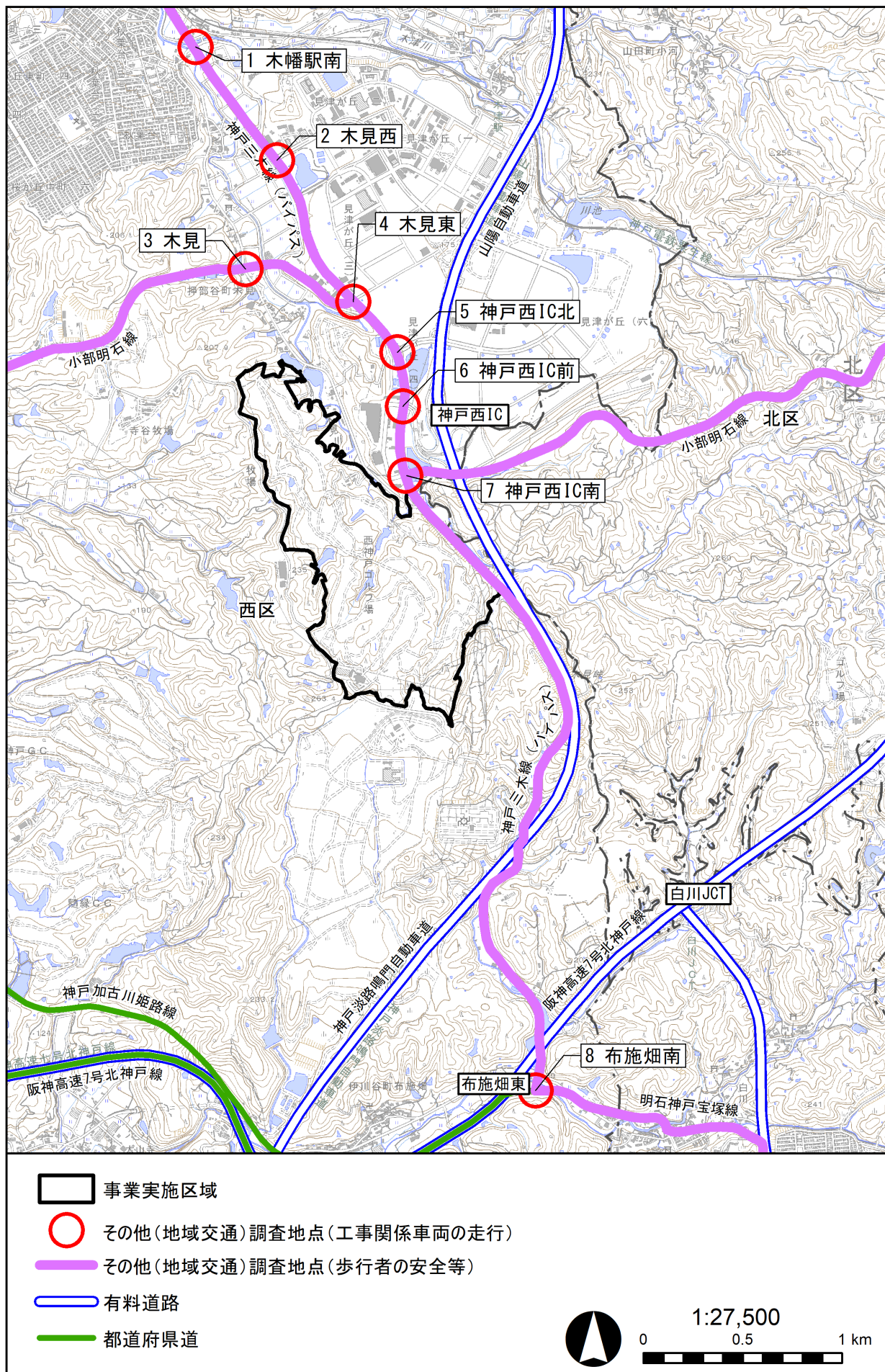


図2.1-5 その他(地域交通)調査地点

2.2. 供用後の事後調査計画

供用後の事後調査計画の概要は表2. 2-1に、調査を行わない環境要素とその理由は表2. 2-2に示すとおりである。

表2. 2-1(1) 供用後の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査	施設調査
大気質	施設の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質 ・現地調査地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回（全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
騒音	施設の稼働に伴う騒音 ・予測地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回（全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
	施設関係車両の走行に伴う騒音 ・予測地点（3地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回（全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
振動	施設の稼働に伴う振動 ・予測地点（1地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回（全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
植物	移植及び播種対象種の生育状況 ・事業実施区域及びその周辺の移植及び播種箇所 ・全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（花期・結実期）	供用後の環境保全措置の実施状況
動物	生息・繁殖環境を整備した両生類の生息状況 ・生息・繁殖環境を整備した箇所 ・全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（繁殖期）	供用後の環境保全措置の実施状況
生態系	生息・繁殖環境を整備した両生類の生息状況 ・生息・繁殖環境を整備した箇所 ・全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（繁殖期）	供用後の環境保全措置の実施状況
景観	主要な眺望点からの眺望景観 ・予測地点（4地点） ・施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} における各眺望地点の予測対象季節に1回（全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
地球温暖化	—	供用後の環境保全措置の実施状況

注）施設稼働が定常状態に達した時期は、「環境影響評価マニュアルー事後調査編ー」（平成15年3月、神戸市環境局）に基づき、施設稼働が定常状態であると判断した際に、神戸市（環境局）と協議を実施し、決定する。

表2. 2-1 (2) 供用後の事後調査計画の概要

環境要素	環境調査	施設調査
その他（地域交通）	施設関係車両の走行に伴う地域交通 ・ 予測地点（8地点） ・ 施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回 （全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況
	施設関係車両の走行に伴う歩行者等の安全 ・ 予測地点（主要な走行ルート沿道） ・ 施設稼働が定常状態に達した時期 ^{注）} に1回 （全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）	供用後の環境保全措置の実施状況

注）施設稼働が定常状態に達した時期は、「環境影響評価マニュアル－事後調査編－」（平成15年3月、神戸市環境局）に基づき、施設稼働が定常状態であると判断した際に、神戸市（環境局）と協議を実施し、決定する。

表2. 2-2 供用後の調査を行わない環境要素とその理由

環境要素		行為	事後調査項目として選定又は非選定の理由
大気質	二酸化窒素（NO ₂ ）	施設関係車両の走行	施設関係車両の走行により、事業実施区域周辺への二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
	浮遊粒子状物質（SPM）		
振動	道路交通振動	施設関係車両の走行	施設関係車両の走行により、事業実施区域周辺への振動の影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
人と自然との触れ合い活動の場		施設の存在	施設の存在により、事業実施区域周辺の人と自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。

2.2.1. 大気質

(1) 環境調査

表2.2-3 供用後の環境調査（大気質）

項目	内容
調査項目	施設の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	現地調査地点（事業実施区域近傍）：1地点（図2.2-1参照）
調査方法	・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に定められた方法 ・浮遊粒子状物質：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に定められた方法

(2) 施設調査

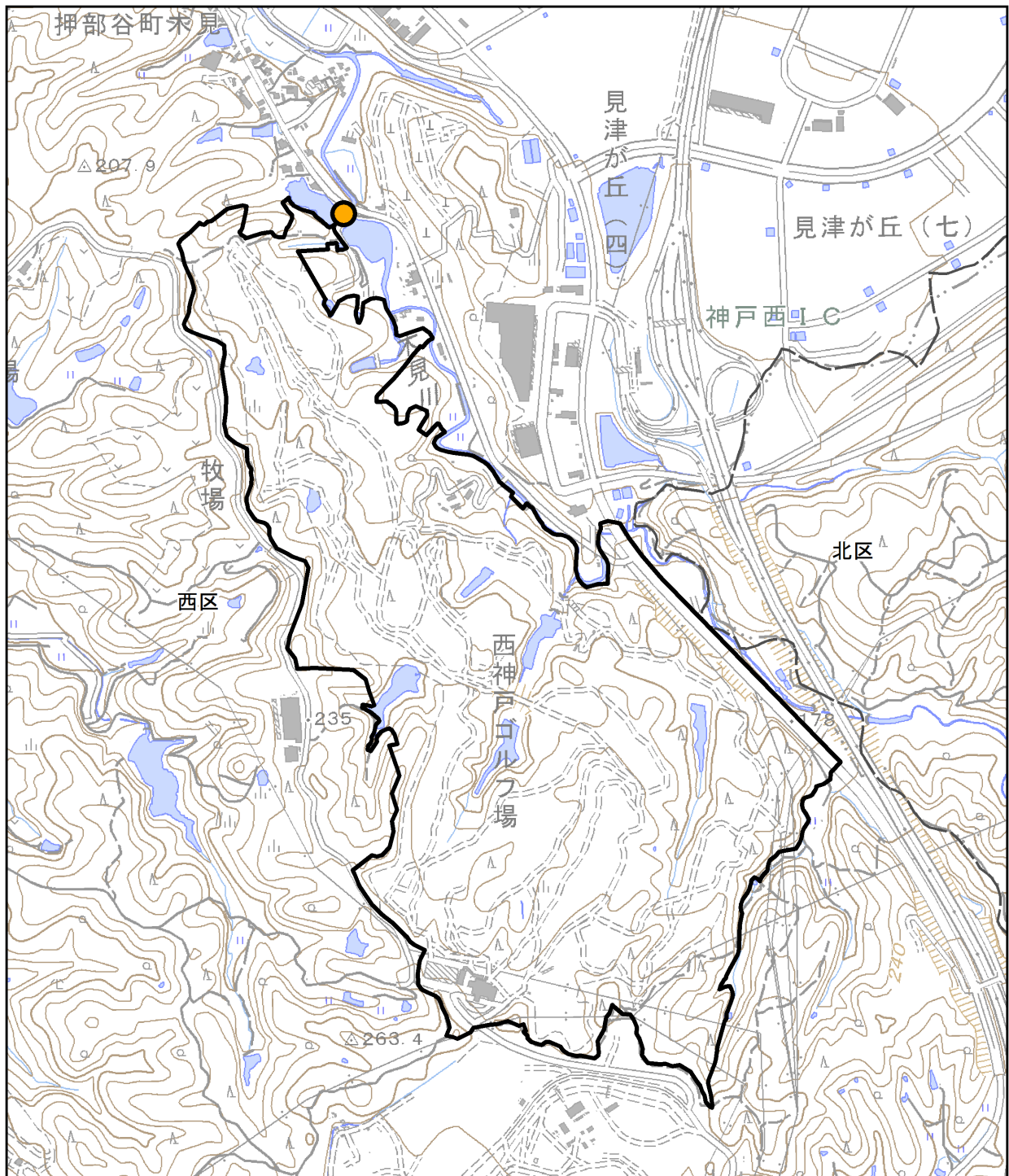
表2.2-4 供用後の施設調査（大気質）

項目	内容
調査項目	進出事業者の種類及び大気汚染物質排出量等 供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・進出事業者への法令等遵守の要請 ・進出事業者への低公害施設及び高効率施設の設置要請
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	事業実施区域内 環境保全措置の実施範囲
調査方法	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置届等の関係資料により、進出事業者の種類及び大気汚染物質排出量等を把握する。 進出事業者に係る関係資料により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、施設の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、評価書において環境保全目標値として設定した「大気の汚染に係る環境基準」及び「二酸化窒素に係る環境基準」との整合性を確認する。



- 事業実施区域
- 二酸化窒素、浮遊粒子状物質調査地点

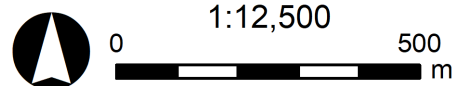


図2. 2-1 大気質調査地点

2.2.2. 騒音

(1) 環境調査

表2.2-5 供用後の環境調査（騒音）

項目	内容	
調査項目	施設の稼働に伴う騒音	施設関係車両の走行に伴う騒音
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)	
調査場所	予測地点（事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点）：1地点（図2.2-2参照）	予測地点（走行ルート of 道路端かつ近傍に住居が存在している地点）：3地点（図2.2-2参照） ・神戸三木線（バイパス） ・木見交差点付近 ・布施畑南交差点付近
調査方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編）」（環境省、平成27年）に定められた方法	JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）」（環境省、平成27年）に定められた方法

(2) 施設調査

表2.2-6 供用後の施設調査（騒音）

項目	内容	
調査項目	進出事業者の種類及び騒音源の台数等	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・進出事業者への法令等遵守の要請 ・進出事業者への低騒音型設備機器や防音施設の設置要請 ・進出事業者への運行管理の要請 ・進出事業者への通勤車両低減の要請 ・進出事業者への施設関係車両の整備・点検の要請 ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)	
調査場所	事業実施区域内	環境保全措置の実施範囲
調査方法	騒音規制法に基づく特定施設設置届等の関係資料により、進出事業者の種類及び騒音源の台数等を把握する。	進出事業者に係る関係資料により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、施設の稼働及び施設関係車両の走行に伴う騒音の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、評価書において環境保全目標値として設定した「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「騒音に係る環境基準」との整合性を確認する。

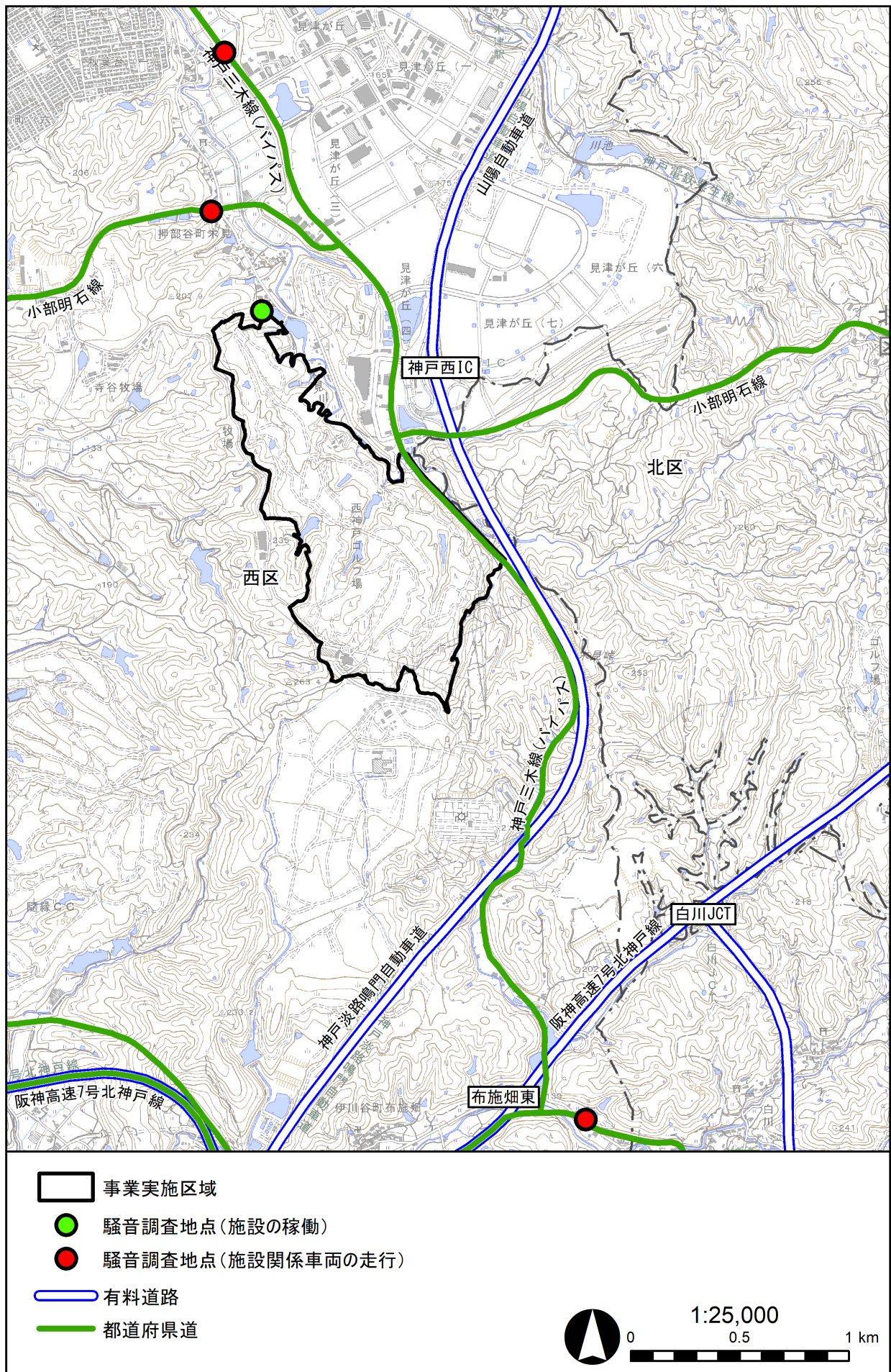


図2. 2-2 騒音調査地点

2.2.3. 振動

(1) 環境調査

表2. 2-7 供用後の環境調査（振動）

項目	内容
調査項目	施設の稼働に伴う振動
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	予測地点（事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点）：1地点（図2. 2-3参照）
調査方法	JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に定められた方法

(2) 施設調査

表2. 2-8 供用後の施設調査（振動）

項目	内容	
調査項目	進出事業者の種類及び振動源の台数等	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・進出事業者への法令等遵守の要請 ・進出事業者への低振動型設備機器や防振施設の設置要請
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)	
調査場所	事業実施区域内	環境保全措置の実施範囲
調査方法	振動規制法に基づく特定施設設置届等の関係資料により、進出事業者の種類及び振動源の台数等を把握する。	進出事業者に係る関係資料により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、施設の稼働に伴う振動の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

また、評価書において環境保全目標値として設定した「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」との整合性を確認する。

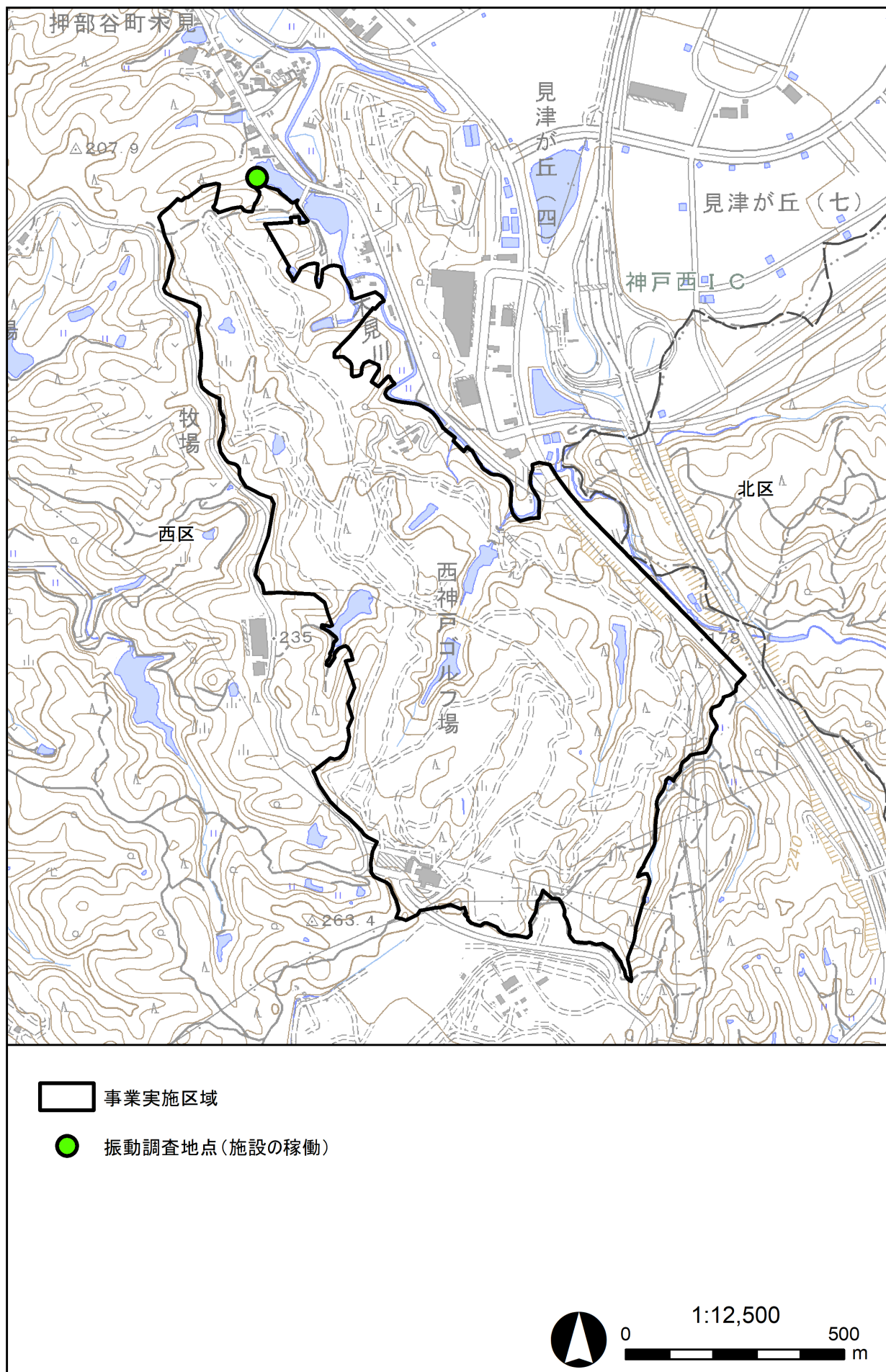


図2. 2-3 振動調査地点

2.2.4. 植物

(1) 環境調査

表2. 2-9 供用後の環境調査（植物）

項目	内容
調査項目	移植及び播種対象種の生育状況 移植対象種：アマナ、エビネ、ギンラン、ヒメイタビ、テイショウソウ 播種対象種：ノニガナ
調査時期	全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（花期及び結実期）
調査場所	事業実施区域及びその周辺の移植及び播種箇所
調査方法	・移植対象株の個体数、開花状況、食害状況、周辺環境の概況を把握する。 ・必要に応じて、周辺の刈払い、株分け、施肥等の維持管理作業を行う。

(2) 施設調査

表2. 2-10 供用後の施設調査（植物）

項目	内容
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・緑化（保全対象：植物相全般）
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 （全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	進出事業者に係る関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、施設の存在・供用に伴う植物の重要種への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.2.5. 動物

(1) 環境調査

表2. 2-11 供用後の環境調査（動物）

項目	内容
調査項目	生息・繁殖環境を整備した両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル）の生息状況
調査時期	全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（繁殖期）
調査方法	踏査により個体及び卵塊を目視確認し、生息・繁殖状況を確認する。

(2) 施設調査

表2. 2-12 供用後の施設調査（動物）

項目	内容
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・緑化（保全対象：動物相全般）
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 （全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	進出事業者に係る関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、施設の存在・供用に伴う動物の重要種への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.2.6. 生態系

(1) 環境調査

表2.2-13 供用後の環境調査（生態系）

項目	内容
調査項目	生息・繁殖環境を整備した両生類（セトウチサンショウウオ、ニホンヒキガエル、アカガエル属、モリアオガエル）の生息状況
調査時期	全区画分譲開始後から1年間を基本とした各種の調査適期（繁殖期）
調査場所	生息・繁殖環境を整備した箇所
調査方法	踏査により個体及び卵塊を目視確認し、生息・繁殖状況を確認する。

(2) 施設調査

表2.2-14 供用後の施設調査（生態系）

項目	内容
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・緑化（保全対象：植物相全般、動物相全般）
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 （全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回）
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	進出事業者に係る関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、施設の存在・供用に伴う生態系への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避・低減又は代償が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.2.7. 景観

(1) 環境調査

表2. 2-15 供用後の環境調査（景観）

項目	内容
調査項目	主要な眺望点からの眺望景観
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期における各眺望地点の予測対象季節に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	予測地点（事業実施区域周辺の主要な眺望地点）：4地点（図2. 2-4参照）
調査方法	主要な眺望点から、事業実施区域方向の眺望景観の状況を写真撮影する。

(2) 施設調査

表2. 2-16 供用後の施設調査（景観）

項目	内容
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・緑化 ・進出事業者への施設配置の要請 ・進出事業者へのデザイン等の要請
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	進出事業者に係る関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(3) 調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、施設の存在・供用に伴う景観への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.2.8. 地球温暖化

(1) 施設調査

表2. 2-17 供用後の施設調査（地球温暖化）

項目	内容
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・エネルギー消費量の低減 ・特定物質（温室効果ガス）排出抑制計画書及び措置結果報告書の提出 ・緑化の推進
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)
調査場所	環境保全措置の実施範囲
調査方法	進出事業者に係る関係資料及び現地調査により、環境保全措置の実施状況を確認する。

(2) 調査結果の検討方法

事後調査の結果を踏まえ、施設の稼働に伴う地球温暖化の影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2.2.9. その他（地域交通）

（1）環境調査

表2.2-18 供用後の環境調査（地域交通）

項目	内容	
調査項目	施設関係車両の走行に伴う地域交通	施設関係車両の走行に伴う歩行者等の安全
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)	
調査場所	予測地点（施設関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点）：8地点（図2.2-5参照） ・1 木幡駅南 ・2 木見西 ・3 木見 ・4 木見東 ・5 神戸西IC北 ・6 神戸西IC前 ・7 神戸西IC南 ・8 布施畑南	予測地点（施設関係車両の走行ルートの沿道）（図2.2-5参照）
調査方法	現地調査により、主要交差点の道路状況、自動車交通量、歩行者・自転車交通量及び交通混雑の状況（滞留長及び渋滞長）を把握する。	現地調査により、施設関係車両の走行ルート沿道における安全対策の状況を目視確認する。

（2）施設調査

表2.2-19 供用後の施設調査（地域交通）

項目	内容	
調査項目	供用後の以下の環境保全措置の実施状況 ・進出事業者への運行管理の要請 ・進出事業者への運転手の教育・指導の要請 ・進出事業者への通勤車両低減の要請 ・進出事業者への走行ルートの厳守の要請 ・一般道での待機、路上駐車防止	
調査時期	施設稼働が定常状態に達した時期に1回 (全区画分譲開始後から施設稼働が定常状態に達する時期までは3年に1回)	
調査場所	環境保全措置の実施範囲	
調査方法	進出事業者に係る関係資料により、環境保全措置の実施状況を確認する。	

（3）調査結果の検討方法

事後調査の結果と環境影響評価書の予測結果を比較し、施設関係車両の走行に伴う地域交通及び歩行者等の安全への影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

図2.2-5 地域交通調査地点

3. 事後調査結果の検討方法

事後調査の結果は速やかに整理し、事業の実施による環境への影響の程度を把握するとともに、環境保全上の措置により事業者の実行可能な範囲内で可能な限り影響の低減に努められているかを検討する。また、環境影響評価書の予測結果等と比較し、予測の妥当性を評価する。

さらに、苦情の発生状況など周辺地域における生活環境の保全状況についても総合的に勘案する。

4. 事後調査実施体制

4.1. 事後調査の実施者

事業者の名称：神戸市

事業者の住所：兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1

代表者の氏名：神戸市長 久元 喜造

4.2. 事後調査の委託先

委託先の名称：未定

委託先の住所：未定

代表者の氏名：未定

5. 事後調査報告書の提出時期

事後調査報告書は、工事中と供用後で区分し、調査実施年度ごとに作成することとし、工事中・供用後とも、年度内の最後の調査完了後、概ね3ヶ月以内に提出する。

6. その他

6.1. 事業実施により環境に著しい影響が認められた場合の対応方針

事後調査の結果が予測結果と乖離している場合は、環境保全措置の履行状況を踏まえて原因の究明に努め、必要に応じ追跡調査を実施する。

原因究明の結果、対象事業に起因して環境への悪影響が生じていることが判明した場合は、神戸市（環境局）と協議のうえ環境保全措置の補強を図る。

ただし、人の健康に重大な被害を生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、事業者の判断において直ちに環境保全措置を講じる。

究明した事項、原因究明の方法・結果、講じた環境保全措置の内容等は、事後調査報告書に記載する。

また、環境への影響に関して予測し得なかった事象が出現した場合には適切に対応し、市長による勧告又は指導がなされた場合は、その内容に沿って、環境保全措置を講じる。

なお、進出事業者が環境に著しい影響を与えないように、進出事業者の誘致・選定にあたっては、公害防止等の観点を踏まえ、事前に的確な審査を行うとともに、環境影響評価書に記載した環境保全措置の実施を要請する。

6.2. 周辺住民からの苦情等に対する処理体制及び措置方針

本事業への周辺住民からの苦情又は要望については、以下の処理体制を確立することにより、迅速かつ適切に処理するものとする。

苦情又は要望は、事後調査報告書に記載するとともに、必要なものは神戸市に速報するものとする。

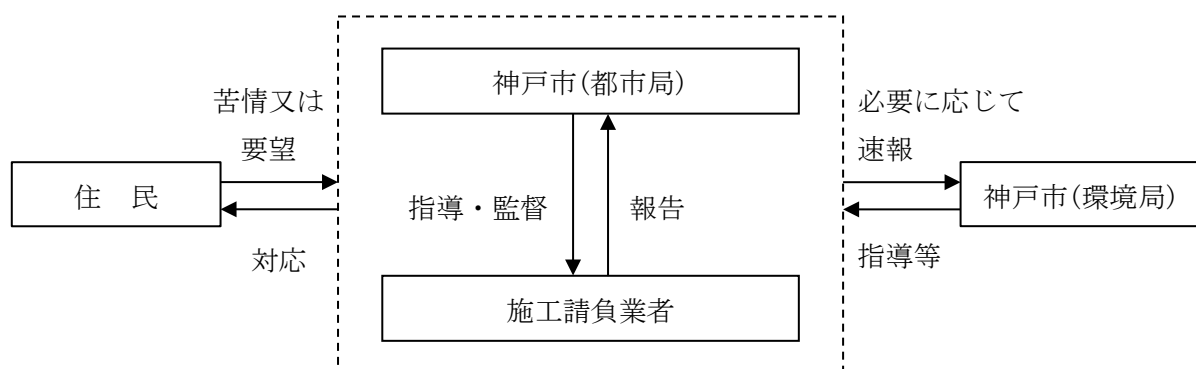


図6.2-1 工事中の苦情発生時の処理体制

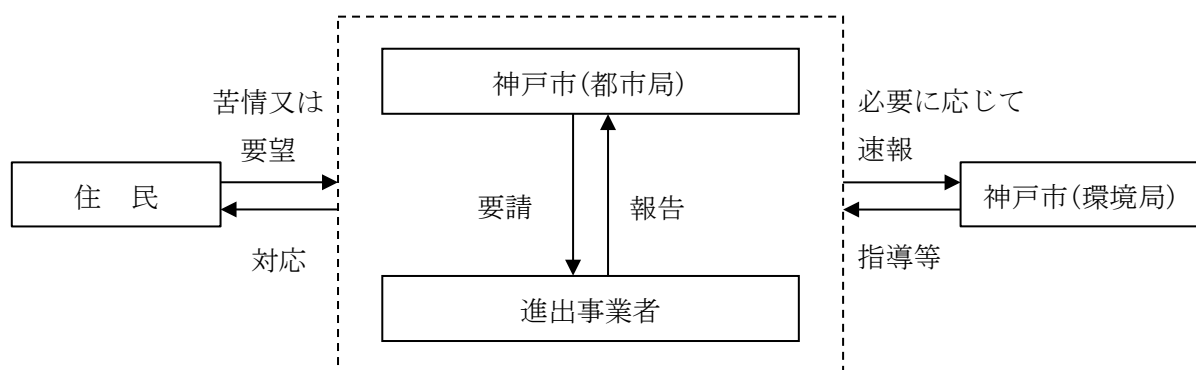


図6.2-2 供用後の苦情発生時の処理体制

6.3. その他

環境保全の観点から不測の事態が生じた場合は、神戸市と協議のうえ、適切な環境保全措置を検討・実施する。

また、事後調査の実施にあたり、事後調査計画書の内容に大幅な変更が生じる場合は、神戸市と事前に協議する。

7. 受託者に関する情報

事後調査計画書の作成は、以下に示す者に委託した。

委託先の名称：パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社

委託先の住所：大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号

代表者の氏名：上席執行役員 本社長 藤井 久矢